

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件九件 六
- 道路の区域を変更する件 六
- 道路の供用を開始する件 六
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 六
- 公 告
○ 都市計画事業の認可の告示があった件二件 三
- 一般競争入札を行う件 三
- 福 島 県 人 事 委 員 会
○ 福島県人事委員会会議規則の一部を改正する規則 三
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 三

告 示

福島県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年二月九日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局東和町店	二本松市針道字蔵下一一〇一	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三一二二二	平成三〇年二月一日	介護予防居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年一月三十一日救急病院として認定した。

平成三十年二月九日

名称 所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
 独立行政法人労働者健康安全 いわき市内郷綴町沼尻三番地 平成三三年一月三〇日
 機構福島労災病院 認定有効期限
 （地域医療課）

福島県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年二月九日から同年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び檜葉町新産業創造室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
 檜葉商業ゾーン施設計画 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満地内
 - 二 法第八条第一項の規定により檜葉町から聴取した意見の概要
 意見なし。
 - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

福島県知事 内堀 雅 雄

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡会津坂下町大字片門字南乙二一四の二、大字高寺字上越引四七七〇の一、四七七一から四七七三まで、四七八〇、大字東松字東田甲一二の一、甲一四、甲一五の一、甲三七の一、字堂ノ後乙九三三、乙九三四、乙九三七、乙九四〇の一、乙九四〇の二、字堂ノ前乙八七六の一、乙八七七、乙八七八の一、大字勝大字草山六一七九から六一八一まで、六二二五、大字牛川字花立山六〇〇六の二、大字坂本字大蔵沢山丁二〇九八の二、丁二〇九八の五、丁二〇九八の八から丁二〇九八の一〇まで、丁二〇九八の二九

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字高寺字上越引四七七〇の一、四七七一から四七七三まで、四七八〇、大字東松字東田甲一二の一、甲一四、甲一五の一、甲三七の一、字堂ノ後乙九三三、乙九三四、乙九三七、乙九四〇の一、乙九四〇の二、字堂ノ前乙八七六の一、乙八七七、乙八七八の一、大字勝大字草山六一七九から六一八一まで、六二二五、大字牛川字花立山六〇〇六の二、大字坂本字大蔵沢山丁二〇九八の二、丁二〇九八の五、丁二〇九八の八から丁二〇九八の一〇まで、丁二〇九八の二九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津坂下町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市岩月町入田付字古屋敷六〇八〇から六〇九三まで、六〇九三の二、六〇九四から六一四一まで、七九九六のイ、七九九六の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市関柴町関柴字藤六坂二八三四の一、二八三六から二八四〇まで、二八四二、二八四八、二八五二、二八五四、二八五七、字家ノ下二九四六の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市慶徳町山科字天神塚八一八、八一九、八一九の乙、八二〇から八二六まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市慶徳町豊岡字今町八一三、一一四、字牛沢三九、四〇、四一の乙、五〇の一、五〇の二、五二、五三、慶徳町松舞家字免田五の一から五の三まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市関柴町下柴字柳下二六九五の一、二六九五の二、二七九三、二七九四、二七九五の一、二七九五の二、二七九六の一から二七九六の三まで、二七九七から二八〇二まで、二八〇三のイ、二八〇三の二、二八〇三のハ、二八〇四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳下二六九五の一、二六九五の二、二七九三、二七九四、二七九五の一、二七九五の二、二七九六の一から二七九六の三まで
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市慶徳町松舞家字三ツ森山四二五九、四二六〇のイ、四二六〇の二、四二六一から四二六八まで、四二七〇のイ、四二七〇の二、四二七一のイ、四二七一のロ、四二七二のイから四二七二の三まで、四二七三のイ、四二七三の三、四二七三の五、四二七三の六、四二七四のイから四二七四の五まで、四二七五のイ、四二八二のイ、四二八二の三、四二八三、四二八四のイ、四二八五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ツ森山四二七三のイ、四二七三の三、四二七三の五、四二七三の六、四二七四のイから四二七四の五まで、四二七五のイ、四二八二のイ、四二八二の三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町山口字黒岩山三九〇三、三九〇四の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町木伏字大久保一四〇二の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町天開五七〇番二地先から同 郡同 町天開七六三番地先まで	変更前 一〇・〇〇〇 四四・〇〇	変更後 一〇・〇〇〇 三七・〇〇	四三九・〇 四三九・〇
----------	------------------------------------	------------------------	------------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町天開五七〇番二地先から同 郡同 町天開七六三番地先まで	平成三〇年二月九日

(道路計画課)

福島県告示第八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
屋敷
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十四号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
耶麻郡西会津町宝坂
堂ノ上
八十三番
九十二番
八十五番
一号及び二号
三号
四号

- 八十八番
- 八十七番一
- 六十六番一
- 五十七番一
- 地番無し(水)
- 地番無し(道)
- 地番無し(道)
- 六十一番一
- 六十三番一
- 六十八番一
- 七十番一
- 七十一番一
- 七十五番一
- 八十番一
- 五号
- 六号
- 七号及び八号
- 九号、十号及び十一号
- 十二号
- 十三号
- 十四号
- 十五号及び十六号
- 十七号及び十八号
- 十九号
- 二十号
- 二十一号
- 二十二号
- 二十三号及び二十四号

(砂防課)

福島県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
仲城沢	伊達郡桑折町大字平沢字仲城	土石流	次の図のとおり
東熊ノ前沢	同 郡同 町大字松原字熊ノ前	土石流	
滝ノ沢	同 郡同 町大字松原字滝ノ沢	土石流	
柳沢	同 郡同 町大字松原字柳沢	土石流	
柳沢二号	同 郡同 町大字松原字柳沢	土石流	
井戸神沢	同 郡川俣町大字小島字井戸神	土石流	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂 防 課)

公 告

公告第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	施行者の名称
郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	福島県	福島県
事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	施行者の名称
郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	福島県	福島県
事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	郡山市麓山二丁目一番一号 福島県中建設事務所	福島県	福島県
事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在	事業地の所在
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年2月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量 34,000箱
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年3月9日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年3月9日（金）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成30年2月9日（金）から同年3月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年2月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年2月16日（金）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年2月16日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月23日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成30年4月1日以降で予算の執行
が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結さ
れなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、
支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数が
あるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8に相当する額を
加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた
金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額
を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : A4Size Copy Paper
(2,500Sheets) 34,000Cases
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 23 March 2018
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 22 March 2018
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年二月九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第六号

福島県人事委員会会議規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会会議規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

（会議の公開）

第七条 会議は、次に掲げる場合を除き、これを公開する。

- 一 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第七条各号に掲げる情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると人事委員会が認める場合

附 則

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年二月九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項第四号中「第二十八条の四第三項第一号において同じ」を削り、同項第五号中「第二十八条の四第三項第二号において同じ」を削る。

第二十八条の四第三項を削り、同条第四項中「（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第七項の表第二十八条の四第三項各号の項を削る。

別表第五の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

- 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

特 地 公 署 名

福島県南会津警察署朝日駐在所	三級地
福島県南会津警察署明和駐在所	三級地
福島県南会津警察署館岩駐在所	三級地
福島県山口土木事務所	二級地
福島県立南会津高等学校	二級地
福島県立只見高等学校	二級地
福島県南会津警察署只見駐在所	二級地
福島県南会津警察署伊南駐在所	二級地
福島県南会津警察署南郷駐在所	二級地
福島県立川口高等学校	一級地
福島県田村警察署都路駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署金山駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署横田駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署昭和駐在所	一級地
福島県南会津警察署荒海駐在所	一級地
福島県双葉警察署川内駐在所	一級地
福島県双葉警察署葛尾駐在所	一級地

別表第五の一の表備考中「公署のうち」の下に、「福島県山口土木事務所」を加え、「福島県南会津警察署伊南駐在所、福島県南会津警察署館岩駐在所、福島県南会津警察署」

署只見駐在所、福島県南会津警察署明和駐在所及び福島県南会津警察署朝日駐在所一を「福島県南会津警察署只見駐在所、福島県南会津警察署伊南駐在所及び福島県南会津警察署南郷駐在所」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第二十八条の三関係）

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

準 特 地 公 署 名

- 福島県ふたば復興事務所
- 福島県相双農林事務所富岡林業指導所
- 福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場
- 福島県富岡土木事務所
- 福島県立湖南高等学校
- 福島県立修明高等学校鮫川校
- 福島県双葉警察署
- 福島県石川警察署古殿駐在所
- 福島県棚倉警察署鮫川駐在所
- 福島県棚倉警察署笹原駐在所
- 福島県棚倉警察署植田駐在所
- 福島県棚倉警察署東館駐在所
- 福島県棚倉警察署矢祭駐在所
- 福島県田村警察署移駐在所
- 福島県田村警察署夏井駐在所
- 福島県猪苗代警察署裏磐梯駐在所
- 福島県いわき中央警察署三坂駐在所

二 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

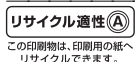
準 特 地 公 署 名

- 福島県宮下土木事務所
- 福島県郡山北警察署福良駐在所
- 福島県石川警察署山橋駐在所
- 福島県田村警察署大越駐在所
- 福島県猪苗代警察署月輪駐在所
- 福島県猪苗代警察署長瀬駐在所
- 福島県猪苗代警察署吾妻駐在所
- 福島県会津坂下警察署西山駐在所

福島県会津坂下警察署三島駐在所
福島県いわき中央警察署川前駐在所

附 則

この規則は、平成三十年三月二十六日から施行する。ただし、別表第五の改正規定（福島県山口土木事務所の項に係る部分に限る。）は同年四月一日から施行する。
(採用給与課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷